

生	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 2 6 6 号  
令 和 5 年 2 月 2 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

住宅対象強盗事件発生時における報告について

特定の強盗事件発生時における報告については、現在「特定の強盗事件発生時における報告について」（令和4年3月9日付け、生企第392号）により金融機関等、コンビニエンスストア等、ぱちんこ景品買取所及びタクシーを対象とする強盗事件について報告を求めているところであるが、近年における侵入強盗事件の発生状況に鑑み、同通達1の(5)（その他犯罪情勢に応じて、警察庁生活安全局生活安全企画課長が指定する強盗事件）に基づき「住宅対象強盗事件」を新たに報告対象に指定し、様式を定めたので、令和5年3月1日以降に発生した事件から、別記様式により報告されたい。

※「別記様式」省略

担当：生活安全企画課  
犯罪抑止対策係